

## 山北地区地域活性化推進事業の検討にあたって

## 《 企画立案にあたっての基本事項 》

- ①行政が実施する施策で、事業の実施主体は「村上市（山北支所）」である
- ②予算額50万円以内（予定）で実施する「ソフト事業」とする
- ③事業期間は平成26年度から28年度までであるが、単年度実施、複数年度実施は問わない（複数年度実施の場合でも予算額は総額50万円以内）
- ④実施事業の数は問わない
- ⑤事業の目的は「山北地区の活性化」

## 1 事業の企画立案にあたって

## ①どのような形態の事業が良いか

- イベント
- 支援・助成をする事業
- 既存事業の拡充（条例改正等が必要になるものは不可）
- 
- 
- 

## ②対象者はどのようにしたら

- 山北地区の地域住民全体を対象とする事業
- 対象者を特定した事業（子ども、高齢者、移住者etc）
- 山北地区外の人を対象とした事業（地域住民との交流を目的として）
- 
- 
- 

## 2 具体的に考えられる事業・提案として

## 産業元気プロジェクト分野で考えられること

- (1) 産業の活性化
- (2) 雇用の確保・拡大
- (3) 高速交通体系の整備促進
- (4) 幹線交通網の整備促進

## 交流・体験プロジェクト分野で考えられること

- (1) 魅力ある地域づくり
- (2) 定住・交流人口の拡大

## 健やか・子育て応援プロジェクト分野で考えられること

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 地域医療体制の環境整備
- (3) 子育て環境の整備
- (4) 高齢者・障がい者福祉及び介護対策の推進

## 人づくりプロジェクト分野で考えられること

- (1) 「郷育のまち・村上」の推進
- (2) 生涯学習の充実
- (3) 生涯スポーツの充実
- (4) 文化・芸術の推進

## 暮らし応援プロジェクト分野で考えられること

- (1) 自然環境の保全
- (2) 公共交通体系の整備
- (3) 安全・安心のまちづくり